平成２７年（フ）第５６０号
広島市中区西平塚町１番５―502号
債務者　澤田　良二
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６６号
広島市南区皆実町６丁目15番23―703号
債務者　山本　伸一
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９０号
広島市西区中広町３丁目５番26号
債務者　河上　邦弘
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２３号
福岡県久留米市上津町1775番地２　サンフィールド中屋201号
債務者　矢野ヒトミ（旧姓道正）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４３３号
北九州市門司区大久保１丁目９番15号（さわやか和布刈館）
債務者　村上　静子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４４９号
北九州市八幡西区高江５丁目４番22号（204号）
債務者　濱田　英教
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８６号
佐賀県伊万里市立花町1604番地１　立花市営住宅４－２―14
債務者　渕上美智子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第９０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲1489番地２
債務者　大川内勝徳
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第９１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲1489番地２
債務者　大川内久子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２８２号
大分市賀来北１丁目１番60―303号（コーポＮａｋａｉ）、旧住所大分市賀来北１丁目８番６号
債務者　東　喬一郎
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２９６号
大分市大字奥田491番地の５（コーポしばた202）
債務者　首藤　政直
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘２丁目30番地16（柿元アパート201号）
債務者　山口　　太
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２６２号
鹿児島県日置市伊集院町郡2405番地３　節政借家Ｃ棟
債務者　渋谷　千里
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２７５号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦1528番地
債務者　中村　愛美
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２７６号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目50番18号（サンポート宇宿101号）
債務者　立元　孝平
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２８３号
鹿児島県鹿児島市田上台３丁目63番１号（ユーフォリア302号）
債務者　光　　洋子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３００号
鹿児島県鹿児島市真砂本町25番２号（メゾン福島101号）
債務者　中園ヨシ子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係